



2024年度

弘前大学大学院保健学研究科
心理支援科学専攻（修士課程）

学 生 募 集 要 項

（推薦特別選抜・一般選抜）

弘 前 大 学

目 次

<u>I 選抜区分</u>	1
<u>II 募集人員等</u>	1
<u>III 推薦特別選抜</u>	
III-1. 出願資格	1
III-2. 事前相談	1
III-3. 出願手続等	1
III-4. 出願書類	2
III-5. 入学者選抜方法	3
III-6. 選抜試験の日時および試験会場等	3
III-7. 合格発表	3
<u>IV 一般選抜</u>	
IV-1. 出願資格	3
IV-2. 事前相談	4
IV-3. 出願資格の認定審査	4
IV-4. 出願手続等	6
IV-5. 出願書類	6
IV-6. 入学者選抜方法	7
IV-7. 選抜試験の日時及び試験会場等	7
IV-8. 合格発表	8
<u>V 諸手続き・制度</u>	
V-1. 入学手続等	8
V-2. 長期履修学生制度について	9
V-3. 個人情報保護について	9
V-4. その他	9
V-5. 書類提出先・問い合わせ先	9

(資料)

担当教員と研究テーマ	10
お知らせ	11

■ 出願予定の方へ ■

――― 入学試験における感染症対応について ―――

入学試験当日において、学校保健安全法で出席停止が定められている感染症（インフルエンザ、麻疹、水痘、新型コロナウイルス等）に罹患し治癒していない場合は、受験できません。

また、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触又は発熱等の症状により自宅待機となっている場合も、受験できません。

上記いずれの場合も、追試等の特別措置及び入学検定料の返還は行いません。

手洗い、うがいの励行やマスク着用など、感染防止に十分注意して試験に臨んでください。

注 1) 入学試験会場内では、必ずマスクを着用してください。

注 2) 今後、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、募集要項の公表後や出願期間後であっても、やむを得ず、試験期日や選抜方法の変更等の緊急措置を実施する場合があります。

注 3) 上記の緊急措置を実施する場合、又は対応が変更になる場合は、ホームページ等でお知らせしますのでご留意願います。

弘前大学入学志願者の入学検定料の免除について

弘 前 大 学

災害により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

弘前大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るために、2023年度に実施する入学者選抜試験について、以下のとおり入学検定料を免除する措置を講じます。

入学検定料の免除を希望される方は、申請前に必ず保健学研究科学務グループまでご連絡ください。

1. 免除対象となる入学者選抜試験

2023年度に実施する学部入試（編入学入試を除く）及び大学院入試（科目等履修生，研究生及び聴講生は対象外となります。）

2. 対象者

免除対象となる入学者選抜試験の志願者で、東日本大震災（平成23年3月11日発生）及び2023年度に災害救助法が適用された地域で被災し、次のいずれかに該当する方

（1）学資負担者が居住していた家屋（自己所有のものに限る）が、全壊，大規模半壊，半壊，流失と認定された方

東日本大震災においては、岩手県，宮城県および福島県の全市町村並びに青森県，茨城県，栃木県及び千葉県の災害救助法適用市町村に居住しており，居住していた家屋が上記の被害認定を受けた方

（2）学資負担者が災害により死亡または行方不明となった方

（3）居住地が福島第一原子力発電所の事故により，帰還困難区域，居住制限区域または避難指示解除準備区域に指定された方

※2023年度災害救助法の適用を受けない地域であっても，罹災証明書等の提出により対象となる場合があります。

3. 申請の方法

事前に電話等で問い合わせてください。免除対象と判断された方は，所定の申請書に証明書類を添えて，出願書類とともに提出してください。この場合は，出願時に入学検定料を払い込まないでください。

諸事情により出願時まで証明書類が準備できない場合は，一旦入学検定料を払い込んで通常の出願を行い，後日証明書類が準備でき次第，申請書類を提出してください。許可となった場合は，払い込まれた入学検定料を返還いたします。

4. 申請書類

- (1) 「入学検定料免除申請書」
(本学ホームページからダウンロード (<https://nyushi.hirosaki-u.ac.jp>))
- (2) 証明書類
 - ①「罹災証明書」(コピー可)(上記2の(1)に該当する方)
 - ②「死亡または行方不明を証明する書類」(コピー可)(上記2の(2)に該当する方)
 - ③「被災証明書」(コピー可)(上記2の(3)に該当する方)

※ 入学検定料免除の要件に該当するか判断できない場合(学資負担者が自己所有する家屋かどうか判断が困難な場合など)には、追加で証明書類の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

5. 許可または不許可の通知について

- (1) 許可者には、受験票を送付(インターネット出願の場合は受験票をダウンロード)することで決定通知書に代えさせていただきます。(一旦、通常の出願を行った後の申請の場合は、入学検定料の「払戻請求書」を送付することで決定通知書に代えさせていただきます。)
- (2) 不許可者には、別途通知いたします。
この場合は、直ちに入学検定料を払い込んでください。(受験票の送付は、払い込みが確認された後となります。)

6. その他

- (1) 入学検定料の免除申請の手続き(事前連絡を含む)をせずに検定料を払い込んだ場合は、検定料の返還はできませんので、ご注意ください。
- (2) 2023年度に災害救助法が適用された地域で被災された場合であっても、すでに出願期間が終了している入学者選抜試験については、入学検定料の免除はできません。
- (3) 入学検定料の免除を許可された方であっても、申請に虚偽があった場合は、許可の日にさかのぼってこれを取り消します。その場合は、直ちに入学検定料を払い込んでください。
- (4) 入学料及び授業料の減免等については、本学の「入学料及び授業料の減免等制度」への申請が別途必要になります。
- (5) 本件について、不明の点がありましたら、下記に問い合わせてください。

(本件に関する書類提出先・問い合わせ先)

〒036-8564 弘前市本町6番地の1

弘前大学大学院保健学研究科

【学務グループ】

TEL : 0172-39-5911

FAX : 0172-39-5912

弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻（修士課程）

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

◎心理支援科学専攻

1 概要

（1）基本理念

心理支援科学は、心理的側面から人々の心身の健康について探求し、精神的健康と福祉の向上に寄与する学問領域です。心理支援科学専攻（修士課程）では、主に臨床心理学及び保健医療の領域における教育と研究を通して、その成果を社会に還元することにより、人類の健康と福祉の向上に寄与することを基本理念とします。

（2）養成する人材像

- ① 心理支援科学に関する実証に基づく高い専門的知識及び技能を有し、それを柔軟に活用する力を持つ心理支援職
- ② 多領域の専門職との連携によるチームアプローチを実践できる心理支援職
- ③ 地域社会における課題を発見し、地域連携のリーダーとして解決に導くための力を有する心理支援職
- ④ 専門職としての高い倫理観と責任感を持ち、生涯に渡り研鑽を積んでいくことができる心理支援職

2 アドミッション・ポリシー

- ① 公認心理師を志す者として、学部レベルの心理学に関する基本的な知識を有する学生
- ② 人々の心の健康を保持・増進し、生活の質の向上に向けた支援に関心を持つ学生
- ③ 心理支援を実践・発展させるための科学的根拠の探求及び蓄積ができる学生
- ④ 他の専門家と連携し、臨床心理学の実践及び研究を通じて成果を社会に還元する意欲を持つ学生

3 入学者選抜の基本方針

本専攻は公認心理師の養成を目的としていることから、学士課程において公認心理師受験資格の取得に必要な科目の単位を取得又は取得見込みであることを出願の条件とし、次の方法で入学者選抜を行います。

（1）推薦特別選抜

口述試験と出願書類により選抜します。

（2）一般選抜

学力検査（英語）及び口述試験の結果を総合して選抜します。

I 選抜区分

- 「推薦特別選抜」「一般選抜」を行います。

II 募集人員等

表 1

専攻	学位	募集人員
心理支援科学専攻 (修士課程)	修士 (心理学)	6名 (推薦特別選抜から3名程度)

- 出願に際しては、必ず志望する担当教員に教育研究内容等について問い合わせのうえ、出願してください。
- 教員の教育研究内容については、10 ページの表 7 「担当教員と研究テーマ」を参照してください。

III 推薦特別選抜

III-1 出願資格

2024 年 3 月までに日本の大学を卒業見込の者で、次の要件をすべて満たす者

- (1) 合格した場合には入学を確約でき、かつ、本学指導予定教員の受入承諾を得ている者
- (2) 志望する分野の専門教育を受け、学業成績が優秀で、出身大学の指導教員等が責任を持って推薦できる者
- (3) 3 年次までの必修科目をすべて修得していること
- (4) 教養教育科目を含んだ 3 年次までの科目の修得単位（教職課程科目及び単位認定科目は除く）の累積 GPA が 2.7 以上であること
- (5) 学士課程において公認心理師受験資格の取得に必要な科目の単位を修得又は修得見込みの者

累積 GPA = (秀の単位数 × 4 + 優の単位数 × 3 + 良の単位数 × 2 + 可の単位数 × 1) / 総修得単位数

※点数評価の場合は、100 点～90 点=秀、89～80 点=優、79 点～70 点=良、69 点～60 点=可 とする。

III-2 事前相談

- 出願希望者は、出願前に、指導を受けようとする指導教員と電話、e-mail 等で連絡を取り、入学後の履修内容や要件、研究等について必ず相談してください。
- 指導教員については、10 ページの表 7 「担当教員と研究テーマ」を参照してください。
- 不明な点や質問がある場合は、問い合わせてください。

III-3 出願手続等

1. 出願期間

2023 年 9 月 4 日（月）から 2023 年 9 月 8 日（金）17 時まで（必着）

※持参する場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送の場合、出願期間最終日午後 5 時必着とする。

2. 出願方法

検定料を払い込むために必要な書類（払込取扱票）を除いた入学志願票等の所定用紙を、保健学研究科ホームページ (https://ghs.hirosaki-u.ac.jp/juken/d_entrance) からダウンロードし、A4判用紙に片面印刷のうえ記入してください。

払込取扱票は（所定用紙を印刷できない場合は所定用紙も）、保健学研究科学務グループに請求して取り寄せる必要があります。請求方法は、最終ページの「お知らせ」を参照してください。なお、払込取扱票の取扱期間は、出願期間初日の1週間前から出願期間最終日までとします。

出願手続時は、2 ページ表2の出願書類を一括取り揃え所定の期日までに提出してください。なお、出願書類等を郵送する場合は書留郵便とし、出願書類提出用宛名を印刷し、角形2号封筒に貼付の上、郵送してください。

3. 出願上の注意事項

- 出願書類に不備がある場合は、受理しません。
- 出願後の書類の内容変更はできません。ただし、氏名、住所、電話番号に変更があった場合は、本学保健学研究科学務グループまで連絡してください。
- 出願に関して不明な点がある場合は、入学検定料を払い込む前に問い合わせてください。
- 出願書類に虚偽の記載をした場合は、入学後であっても入学許可を取り消すことがあります。

Ⅲ－4 出願書類

表2 推薦特別選抜 出願書類一覧

URL: https://ghs.hirosaki-u.ac.jp/juken/d_entrance

出願書類	摘 要
①入学志願票	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、必要事項を記入してください。
②受験票・写真票	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、必要事項を記入してください。所定の箇所に写真（出願前3ヶ月以内に撮影した、縦4cm×横3cm、上半身、無帽、正面向きのもので受験時に眼鏡を着用する者は、眼鏡をかけて撮影）をそれぞれ貼付したもの。
③成績証明書 (注1)	出身（在籍）大学（学部）の長が作成し、厳封したもの。
④卒業見込証明書等	出身（在籍）大学（学部）の長が作成したもの。
⑤推薦書	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、出身大学（出身学校）の指導教員等が作成し、厳封したもの。
⑥志望理由書	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、必要事項を記入してください。
⑦研究計画書	研究の課題、動機、目的、方法についてA4判用紙2枚（様式任意）にまとめてください。
⑧入学確約書	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、必要事項を記入してください。
⑨検定料	30,000円を本研究科所定の払込票（本学に請求して取り寄せること。）により最寄りの郵便局・ゆうちょ銀行から払い込んでください。払込済の「振替受付証明書（お客様用）」を所定の貼付台紙に貼り付けて提出してください。
⑩受験票送付用封筒	長形3号の封筒に志願者の郵便番号・住所・氏名を明記し、84円分の切手を貼付してください。
⑪あて名票	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、志願者の住所・氏名を記入

(注1) 本学以外からの出願希望者は、公認心理師法施行規則第1条の2で定める科目と成績証明書における履修科との対比表も提出してください。また、未修得単位がある場合は、単位修得見込証明書も併せて提出してください。

Ⅲ－５ 入学者選抜方法

- 推薦特別選抜は、口述試験および出願書類により判定します。
- 口述試験は、公認心理師を目指す者としての適性・意欲を問います。また、研究計画に関する口頭試問を含みます。
- 諸事情により、受験のために来学することが出来ないことが想定される場合は、本学保健学研究科学務グループまで問い合わせてください。

Ⅲ－６ 選抜試験の日時及び試験会場等

【推薦特別選抜】 2023年9月29日（金）

選抜区分	試験科目等	時 間	試 験 場
推薦特別選抜	口述試験	9：00～	弘前大学大学院 保健学研究科校舎

Ⅲ－７ 合格発表

【推薦特別選抜】 2023年10月13日（金）午前10時（予定）

- 大学院保健学研究科校舎正面入口掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書を郵送します。
- 保健学研究科ホームページ上にも合格者の受験番号を掲載します。
URL : <https://ghs.hirosaki-u.ac.jp/>
- 電話等による可否の問い合わせには応じていません。

Ⅳ 一般選抜

Ⅳ－１ 出願資格

出願できる者は、公認心理師法施行規則第1条の2にある大学における公認心理師となるために必要な科目^{注1)}の単位を修得した者又は修得見込みの者で、次のいずれかに該当するものとします。

- 1) 大学を卒業した者又は2024年3月までに卒業見込みの者
- 2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者又は2024年3月までに授与される見込みの者^{注2)}
- 3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は2024年3月までに修了見込みの者
- 4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は2024年3月までに修了見込みの者
- 5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は2024年3月までに修了見込みの者
- 6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は2024年3月までに修了見込みの者
- 7) 昭和28年2月7日文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者^{注3)}
- 8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、大学院における教

育を受けるにふさわしい学力があると本研究科において認めた者^{注4)}

- 9) 次のいずれかに該当する者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本研究科において認めたもの（2024年3月までに修得が見込まれる者を含む。）^{注4)}
- イ 大学に3年以上在学した者
 - ロ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
 - ハ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
 - ニ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 10) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、2024年3月31日までに22歳に達する者^{注5)}

注1) 国家試験受験資格の特例に該当する者は附則第2条第1項第3号及び第4号の公認心理師となるために必要な科目

注2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（大学評価・学位授与機構）から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者

注3) 旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校を卒業した者及び卒業見込みの者を含みます。

注4) 出願に先立ち、個別の出願資格審査が必要です。4ページ「IV-3 出願資格の認定審査」の項を参照してください。

注5) 上記項目1)～7)に該当しない者のうち、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等の卒業生（修了者）等を示し、出願に先立ち、4ページ表3の審査基準による個別の出願資格審査を行います。

IV-2 事前相談

- 出願希望者は、出願前に、指導を受けようとする指導教員と電話、e-mail等で連絡を取り、入学後の履修内容や要件、研究等について必ず相談してください。
- 指導教員については、10ページの表7「担当教員と研究テーマ」を参照してください。
- 不明な点や質問がある場合は、問い合わせてください。

IV-3 出願資格の認定審査

出願資格8)～10)により出願を希望する者は、あらかじめ個別に出願資格の認定審査を受けてください。

1. 審査の方法

- 出願資格の認定審査は、出願に先立ち、提出書類に基づいて行われます。
- 出願資格8)及び9)による出願者の審査基準については、問い合わせてください。
- 出願資格10)による出願者の審査は、表3に示す審査基準に従って、最終学校の教育水準、成績、実務経験の内容等を総合的に勘案して行われます。

表3 出願資格10)による出願者に対する審査基準

最終学歴	実務経験等の期間 ^{注1)}
(ア) 修業年限2年の短期大学の卒業生	2年以上
(イ) 修業年限3年の短期大学の卒業生	1年以上
(ウ) 高等専門学校の卒業生	2年以上
(エ) 修業年限が2年以上の専修学校の専門課程の卒業生	大学卒業までの最短修業年数(16年)から専門課程を置く専修学校までの修業年限を控除した期間以上
(オ) 外国の大学の日本校、外国人学校専修学校(専門課程を除く)、各種学校その他	大学卒業までの最短修業年数(16年)から最終学校卒業又は修了までの最短修業年数(入学資格を同一とする学校を複数卒業

国内外の教育施設の卒業又は修了者	又は修了している場合は、修業年限の最長のもののみ採用。)を控除した期間以上
(カ) 上記 (ア) から (オ) までに掲げる学校の退学者	大学卒業までの最短修業年数 (16年) から当該退学した学校の退学時までの修業年限を控除した期間以上。ただし、退学時までの標準履修単位 (時間) 数を修得していない場合は、修得単位 (時間) 数の相当年数を以て修業した年数とする。

注1) 「実務経験等の期間」とは、次の期間を合算したものとします。

- (1) 大学又は短期大学において、研究生として在学した期間
- (2) 短期大学及び高等専門学校に置かれた専攻科等に在学した期間
- (3) 大学・短期大学、官公庁、研究所、会社等の教育又は研究開発部門に教育職又は研究職として研究に従事した期間
- (4) 病院等における臨床実務に従事した期間
- (5) 前各号に定める以外の期間については、当該期間毎に審査し、総合的に判断します。

2. 提出書類

出願資格8) 及び9) により出願しようとする者は、表4の書類を提出してください。

表4

①出願資格認定申請書	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、必要事項を記入してください。
②成績証明書 (注1)	出身 (在籍) 大学 (学部又は大学院) の長が作成し、 厳封 したもの
③在学 (期間) 証明書	〔出願資格8) による出願者〕 在籍する大学院研究科長が作成したもの 〔出願資格9) による出願者〕 在籍する大学 (学部) 長が作成したもの
④推薦書	〔出願資格8) による出願者〕 在籍する大学院研究科長が作成したもの (様式は任意) 〔出願資格9) による出願者〕 在籍する大学 (学部) 長が作成したもの (様式は任意)
⑤審査結果通知用返信封筒	長形3号の封筒に志願者の郵便番号・住所・氏名を明記し、84円分の切手を貼付したもの

(注1) 本学以外からの出願希望者は、公認心理師法施行規則第1条の2で定める科目と成績証明書における履修科目との対比表も提出してください。また、未修得単位がある場合は、単位修得見込証明書も併せて提出してください。

出願資格10) により出願しようとする者は、表5の書類を提出してください。

表5

①出願資格認定申請書	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、必要事項を記入してください。
②最終学校成績証明書 (注1)	出身学校長が作成し、 厳封 したもの
③最終学校卒業証明書	出身学校長が作成したもの
④出身学校の規程等	卒業要件 (在学期間・授業科目・単位数) の記載されたもの及び卒業に必要な授業科目のシラバス等 (授業内容が記載されたもの)

⑤在職期間等証明書	在職期間及び職種について、勤務先の所属長が作成した証明書（様式任意） ※表3の実務経験等の期間を証明できるもの
⑥審査結果通知用返信封筒	長形3号の封筒に志願者の郵便番号・住所・氏名を明記し、84円分の切手を貼付したもの

(注1) 本学以外からの出願希望者は、公認心理師法施行規則第1条の2で定める科目と成績証明書における履修科目との対比表も提出してください。また、未修得単位がある場合は、単位修得見込証明書も併せて提出してください。

3. 申請期間

2023年9月19日（火）から2023年9月22日（金）17時まで（必着）

4. 認定結果通知

審査の結果は、下記期日までに申請者あてに郵送により通知します。

2023年10月13日（金）

IV-4 出願手続等

1. 出願期間

2023年10月16日（月）から2023年10月20日（金）17時まで（必着）

2. 出願方法

検定料を払い込むために必要な書類（払込取扱票）を除いた入学志願票等の所定用紙を、保健学研究科ホームページ (https://ghs.hirosaki-u.ac.jp/juken/d_entrance) からダウンロードし、A4判用紙に片面印刷のうえ記入してください。

払込取扱票は（所定用紙を印刷できない場合は所定用紙も）、保健学研究科学務グループに請求して取り寄せる必要があります。請求方法は、最終ページの「お知らせ」を参照してください。なお、払込取扱票の取扱期間は、出願期間初日の1週間前から出願期間最終日までとします。

出願手続時は、6ページ表6の出願書類を一括取り揃え所定の期日までに提出してください。なお、出願書類等を郵送する場合は書留郵便とし、出願書類提出用宛名を印刷し、角形2号封筒に貼付の上、郵送してください。

3. 出願上の注意事項

- 出願書類に不備がある場合は受理しません。
- 出願書類の記入にあたっては、黒色ボールペンを使用し、正しく記入してください。
- 出願後の書類の内容変更はできません。ただし、氏名、住所、電話番号に変更があった場合は、本学保健学研究科学務グループまで連絡してください。
- 出願に関して不明な点がある場合は、入学検定料を払い込む前に問い合わせてください。
- 受験票は、出願受理後に本人あてに送付します。
- 出願書類に虚偽の記載をした場合は、入学後であっても入学許可を取り消すことがあります。

IV-5 出願書類

表6 出願書類一覧

URL: https://ghs.hirosaki-u.ac.jp/juken/d_entrance

出 願 書 類	摘 要	
①入学志願票	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、必要事項を記入してください。	◎
②受験票・写真票	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上、必要事項を記入してください。 所定の箇所に写真（出願前3ヶ月以内に撮影した、縦4cm×横3cm、上半身、無帽	◎

	，正面向きのもので受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡をかけて撮影）をそれぞれ貼付したもの	
③成績証明書 (注1)	出身学校長等が作成し， 厳封 したもの	◎
④卒業(見込)証明書	出身学校長等が作成したもの	◎
⑤学位授与証明書	大学改革支援・学位授与機構（大学評価・学位授与機構）から学士の学位を授与された者のみ提出してください。	○
⑥志望理由書	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上，必要事項を記入してください。	◎
⑦研究計画書	研究の課題，動機，目的，方法についてA4判2枚（様式任意）にまとめてください。	◎
⑧受験承諾書	出願時に在職中の者で在職のまま入学を予定している者は，勤務先所属長の作成した受験承諾書（本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷したもの）を提出してください。	○
⑨検定料	30,000円を本研究科所定の払込票（ 本学に請求して取り寄せること。 ）により最寄りの郵便局・ゆうちょ銀行から払い込んでください。払込済の「振替受付証明書（お客様用）」を所定の貼付台紙に貼り付けて提出してください。	◎
⑩受験票送付用封筒	長形3号の封筒に，志願者の郵便番号・住所・氏名を明記し，84円分の切手を貼付してください。	◎
⑪あて名票	本研究科所定の様式をA4判用紙に片面印刷の上，志願者の住所・氏名を記入してください。	◎

注1) 本学以外からの出願希望者は，公認心理師法施行規則第1条の2で定める科目と成績証明書における履修科目との対比表も提出してください。また，未修得単位がある場合は，単位修得見込証明書も併せて提出してください。

注2) ◎印は必須，○印は該当者のみ提出する書類です。

注3) 出願資格審査において，その資格を認定された者は，上記③及び④の出願書類を再提出する必要はありません。

注4) 証明書の姓が旧姓となっている場合は，現在の姓との関係を証明できる公的文書（戸籍抄本等）を添付してください。

IV-6 入学者選抜方法

1. 入学者選抜方法について

一般選抜は，筆記試験（英語），口述試験及び提出書類により総合的に判定します。

2. 筆記試験（英語）について

- 保健医療全般に関わる英文情報の理解を問う問題とします。
- 英和辞書（1冊）の持ち込みを認めます。ただし，電子辞典及び専門用語辞典等は不可とします。

3. 口述試験について

公認心理師を目指す者としての適性を問います。

IV-7 選抜試験の日時及び試験会場等

2023年11月17日（金）

選抜区分	試験科目等	時間	試験場
一般選抜	英語	10:00 ～ 11:30	弘前大学大学院 保健学研究科校舎
	口述試験	12:30 ～	

IV-8 合格発表

2023年12月1日(金)午前10時(予定)

- 保健学研究科ホームページ(URL: <https://ghs.hirosaki-u.ac.jp/>) で発表するとともに、合格者には合格通知書を郵送します。
- 電話等による合否の問い合わせには応じていません。

V 諸手続き・制度

V-1 入学手続等

入学手続の詳細については、合格者に別途通知します。

1. 入学に要する経費(予定)

- 入学料 282,000円
- 授業料 前期分 267,900円(年額 535,800円)

注1) 納入した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

注2) 入学時までに入学金及び授業料の改定が行われた場合は、それぞれ改定時の額となります。

2. 入学料免除について

学業優秀と認められた学内進学者に対し、本人の申請に基づき選考の上、入学料の免除(全額免除又は3分の2免除又は3分の1免除)を許可します。また、学外からの進学者で、大学院入学試験合格後、学資負担者が死亡又は風水害等の災害を受けた場合等の特別な事情により入学料の納付が困難であると認められる場合は、本人の申請に基づき選考の上、入学料の免除を許可されることがあります。

入学料徴収猶予は、経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められた場合、又は、入学前1年以内において学資負担者が死亡又は風水害等の災害を受けた場合等の特別な事情により入学料の納付が困難であると認められる場合は、本人の申請に基づき入学料の徴収猶予を許可されることがあります。

3. 授業料免除・徴収猶予について

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は、入学前1年以内において、学資負担者が死亡又は風水害等の災害を受けた場合等の特別な事情により授業料の納付が困難であると認められる場合は、本人の申請に基づき選考の上、授業料の免除(全額免除又は3分の2免除又は3分の1免除)又は徴収猶予(延納もしくは月割分納)を許可されることがあります。

4. 奨学金について

学業・人物ともに優れた学生で経済的理由のため修学困難であると認められる者に対し、奨学金を貸与する日本学生支援機構の奨学金制度があります。

この奨学金は、本人の申請に基づき、学業成績・研究能力及び家庭の経済的事情等を審査し、選考のうえ、日本学生支援機構に推薦し、決定されるものです。

上記のほか、自治体や民間の奨学金、本学独自の奨学金も利用できます。

5. TA制度について

弘前大学大学院保健学研究科に在学する学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会とするティーチング・アシスタント(TA)制度があります。この制度では学生の経済的な支援も目的の一つとなっており、TAに採用されると手当が支給されます。

V-2 長期履修学生制度について

- この制度は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限（2年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することができる制度です。
- なお、修学状況の変動により、長期履修期間を変更することが可能です。
- ただし、入学後（在学中）に申請の場合は、翌年度からの適用になります。

1. 対象者

職業を有している者（自営業、臨時雇用、非常勤等を含む。）とします。

2. 長期履修期間

2年を限度とします。

したがって、教育課程を履修する期間（修業年限）は、3年又は4年となります。

3. 申請方法

「入学志願票」の該当欄に必要事項を記入してください。申請書は入学手続き書類と合わせてお渡しします。

4. 結果通知

申請者に対し、入学後に長期履修についての結果を通知します。

5. 授業料

1) 年額の授業料は、次のとおりです。

$(\text{学則に定められた授業料年額}) \times \text{標準修業年限 (2年)}$

$\div \text{許可された修業年限 (3年又は4年)} = \text{長期履修者の場合の年間授業料}$

2) 授業料の決定は、長期履修結果通知時（入学後）に行いますので、長期履修を希望する場合は、入学手続き時に授業料を納入しないでください。

3) 在学中に授業料の改定が行われた場合には、新授業料が適用されます。その際は、改めて通知します。

V-3 個人情報保護について

住所・氏名・生年月日その他の個人情報は、入学者選抜、合格発表、入学手続き及びこれらに付随する事項ならびに入学後の学務業務における学籍・成績管理、入学者選抜や教育課程改善のための調査・研究を行うためにのみ利用します。また、取得した個人情報は適切に管理し、利用目的以外に利用しません。

V-4 その他

身体に障害を有する志願者で、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合には、出願に先立ちあらかじめ申し出てください。

その他、出願に際して疑問又は不明の点があれば、問い合わせてください。

V-5 書類提出先・問い合わせ先

〒036-8564 青森県弘前市本町 66 番地 1

弘前大学大学院保健学研究科学務グループ

TEL 0172-39-5911

FAX 0172-39-5912

2024年度 担当教員と研究テーマ

表7 心理支援科学専攻

主指導教員・副指導教員	主 研 究 テ ー マ
教授 栗林 理人 TEL 0172-39-5483 michit01@hirosaki-u.ac.jp	○学校精神保健（子どもと教員のメンタルヘルス等） ○児童思春期精神医学の臨床研究
教授 玉井 康之 TEL 0172-39-5489 nrbrtamai7@hirosaki-u.ac.jp	○精神分析的な精神療法 ○コンサルテーション・リエゾン精神医学、緩和ケア ○思春期青年期精神医学
教授 井上 直美 TEL 0172-39-5487 n-inoue@hirosaki-u.ac.jp	○R-PASの文化的感受性に関する研究 ○減弱精神病候群の陰性症状のアセスメントに関する研究 ○R-PASを用いた社会的認知の発達過程に関する研究
教授 齊藤 まなぶ TEL 0172-39-5488 smanabu@hirosaki-u.ac.jp	○発達障害に関する疫学的研究（有病率・発生率、併存症、バイオマーカー等） ○発達障害早期発見のためのスクリーニング尺度の開発研究 ○発達性協調運動障害のニューロフィードバック支援の研究 ○保育園で使える発達評価及び質の高い保育のためのアプリの開発研究
教授 小河 妙子 TEL 0172-39-5482 ogawa_09@hirosaki-u.ac.jp	○単語認知・文章理解過程に関する認知心理学的研究 ○コーパス言語学的アプローチによる意味ネットワークの研究 ○言語習得過程に関する研究
准教授 岡田 敦史 TEL 0172-39-5485 a_okada@hirosaki-u.ac.jp	○感情と感覚・身体イメージの関連性に関する心理学的研究 ○フォーカシング指向カウンセリングの実践的研究
准教授 朴 白順 TEL 0172-39-5968 parkp.89@hirosaki-u.ac.jp	○記憶の神経心理学的研究 ○社会的認知の神経心理学的研究 ○脳損傷後の神経心理学的アセスメントに関する研究
准教授 大里 絢子 TEL 0172-39-5481 ako@hirosaki-u.ac.jp	○発達障害に関する心理的アセスメントの研究 ○発達障害のスクリーニング尺度の開発研究 ○療育の実践研究
准教授 大庭 輝 TEL 0172-39-5484 hkroba@hirosaki-u.ac.jp	○認知症のアセスメントと心理学的介入に関する研究 ○高齢者施設職員のキャリア形成及びメンタルヘルスに関する研究 ○認知症の家族介護者の生活の質に関する研究

お知らせ

募集要項の請求について

募集要項及び入学志願票等の所定用紙は、**検定料を払い込むために必要な書類（払込取扱票）を除き**、保健学研究科ウェブサイト (https://ghs.hirosaki-u.ac.jp/juken/d_entrance) からダウンロードができます。

払込取扱票は（所定用紙を印刷できない場合は所定用紙も）、本学に請求して取り寄せる必要があります。

請求は、保健学研究科学務グループ窓口にて直接請求するか、郵送にて請求してください。郵送の場合の請求方法は、下記のとおりです。

	払込取扱票のみ請求する場合	募集要項全体（払込取扱票・各種所定用紙を含む）を請求する場合
送付する封筒に記載すること	「大学院保健学研究科心理支援科学専攻払込取扱票請求」と朱書き	「大学院保健学研究科心理支援科学専攻学生募集要項請求」と朱書き
同封するもの	返信用封筒：角形2号（A4サイズが入る大きさ） 返信先の郵便番号、住所、氏名を記載	
	120円分の切手を貼付（速達を希望する場合は380円分の切手）	210円分の切手を貼付（速達を希望する場合は470円分の切手）
請求先	弘前大学保健学研究科学務グループ 〒036-8564 青森県弘前市本町66番地1 TEL 0172-39-5911	

保健学研究科ホームページ

保健学研究科に関する詳しい情報が掲載されています。

URL : <https://ghs.hirosaki-u.ac.jp/>

問い合わせ先一覧

事 項	担当名	電 話
○入学試験・教務に関すること	保健学研究科学務グループ	0172-39-5911
○入学金・授業料免除申請に関すること	学生課・経済支援担当	0172-39-3117・3135
○学生寮に関すること	学生課・課外教育担当	0172-39-3107